# 空港における利用者の利便の確保に関する 行政評価・監視の結果

通 知 先:東京航空局

新東京国際空港公団

通 知 日:平成14年1月11日

実施時期:平成13年8月~11月

#### 調查背景事情

東京国際空港(羽田空港)の平成12年の年間乗降客数は、5,640万人、新東京国際空港(成田空港)の平成12年度の年間乗降客数は、2,771万人に上っている。

羽田空港は、国内航空交通の拠点としての機能確保のため、滑走路の移設、新設等の沖合展開事業を実施し、既に新滑走路等を供用しており、平成 15 年度には東旅客タ・ミナル等が供用される予定である。

成田空港は、昭和53年度に開港してから、わが国の基幹的な国際空港としての機能を果しており、平成14年度には暫定平行滑走路が供用される予定である。

これら空港の利用者は、空港施設の拡充に伴い、今後ますます増加するものと予想されるが、空港は年齢、身体の状況、国籍等を問わず、あらゆる人々が多数利用する施設であることから、多様な利用者の多彩な二 - ズに応え、すべての利用者がより円滑に利用できることが求められている。

このようなことから、国は、平成6年に「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建設の促進に関する法律」(ハ・トビル法)、「公共交通ターミナルにおける高齢者・障害者のための施設整備ガイドライン」及び「みんなが使いやすい空港旅客施設新整備指針」を、平成12年には、「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」(交通バリアフリ・法)による「移動円滑化のために必要な旅客施設及び車両等の構造及び設備に関する基準」(移動円滑化基準)を制定し、高齢者、身体障害者を中心としたあらゆる人々の空港施設等の円滑な利用を促進することとしている。

この調査は、すべての利用者の利便確保の観点から、羽田空港(関東管区行政評価局が調査を担当)及び成田空港(千葉行政評価事務所が調査を担当)の実態について調査したものである。

# 調査結果

# 1 利用者の利便向上

# (1) 旅客ターミナルビル

今回、旅客ターミナルビルについて調査したところ、次のとおり、利用者の利便確保の観点の上で、さらなる対策が必要であるものがみられた。

ア 空席・出発・到着表示等

# 「成田空港 ]

〇 第2ターミナルビル3階の出発メインボード及び1階の到着メインボードは、航空会社名、 行先、経由地等が英語表示のみで、日本語表示が行われていない。

[英語表示に併せ、日本語表示に切り替わる表示方法とすること。]

#### イ 外国語による案内表示等

# 「羽田空港 ]

ターミナルビルの英語版パンフレットは案内所の見やすいところに置いていない。また、英 語版パンフレットがある旨の案内表示もない。

空港内の国際線タ - ミナルビル行きのバス停留所には英語による案内表示がない。

英語版パンフレットは、見やすいところに置くか、英語版パンフレットがある旨の案内表示を行うこと。バス停留所に英語による案内表示を行うこと。

# ウ 施設の案内表示

#### 「羽田空港)

旅客便の空席状況を案内する「空席案内モニター」が、利用者にとって、「本日の空席状況」の情報を提供しているということが分かりにくい。

西旅客ターミナル地下 1 階のトイレのサイン表示が中央部から見えにくいものがある。 [表示の内容・方法等について、所要のものに改善すること。]

#### 「成田空港 ]

各ターミナルビルの総合案内板には、 )警察官詰所の表示がない(第2ターミナルビル)もの、 )表示があるが、警察官詰所をローマ字で「KOBAN」とだけ表示し、英語による表示がない(第1ターミナルビル)ものがある。また、警察官詰所の建物にも「KOBAN」としか表示していないものがある(第1ターミナルビル)。

[表示の内容・方法等について、所要のものに改善するよう、千葉県警察本部と協議すること。]

エ コインロッカーコーナーの両替機

#### 「羽田空港 ]

西旅客ターミナルビルにある 10 カ所のコインロッカーコーナーの両替機のうち、8 カ所の両替機は新 500 円硬貨が使用できない。

「順次新 500 円硬貨も使用できる両替機とすること。 1

- (注)1.羽田空港については、東京航空局が関係事業者に対し指導するよう通知。
  - 2.成田空港については、新東京国際空港公団に通知。

# (2) 空港内道路及び駐車場

今回、空港内道路及び駐車場について、利用者の利便確保の観点から調査したところ、次のと おり、不適切な状況が見られた。

# [羽田空港]

平面駐車場への案内は、現在のところ仮設の案内板を設置して対応している。また、立体駐車場が満車の時には、駐車場職員が案内チラシで待ち車両への案内を行っている。しかし、通常時の利用においては、平面駐車場が立体駐車場よりもターミナルビルから離れて設置されているため仮設案内板だけでは分かりにくく、ドライバーにとって不便である。また、案内板は、本線と駐車場への分岐点にある警告灯 (ブリンカー)を塞ぐものになっている。

[ 平面駐車場への案内標識を今後の東旅客ターミナルビル、空港内道路整備に合わせ設置していくこと。また、仮設の案内板については、ドライバーにとって分かりやすいものとし、警告灯(ブリンカー)を塞がないよう設置すること。]

西旅客ターミナルビルと第1及び第2立体駐車場とを結ぶ歩行者用通路は、接合部及び通路 部で雨漏りしている。

[ 雨漏りを早急に修繕すること。]

(注)羽田空港について、東京航空局に通知。

# 2 バリアフリーの推進

# (1) 旅客ターミナルビル

ハートビル法、ガイドライン等は、既存の旅客ターミナルビル等についても、施設水準の向上が 図られるものとするとしている。

また、バリアフリー法でも、既存旅客ターミナルビルにおいても、同法の移動円滑化基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならないとしている。

今回、旅客ターミナルビルにおける各施設の状況を調査した結果、次のとおり、努力目標である 移動円滑化基準、ガイドライン等に適合していない箇所がみられた。

# ア 便所

# [羽田空港・成田空港]

人工肛門又は人工膀胱を持つ身体障害者(オストメイト)が利用できる便所がない。 [計画的にオストメイト対応の便所を設置し、その所在を表示すること。]

# [羽田空港]

身体障害者等用の多目的便房内の非常ボタンは、利用者が転倒した際に届かない高さにある。 [計画的に非常ボタンの設置位置を変更すること。]

#### [成田空港]

第2ターミナルビル内の一般便所に、手すり付きの低床式小便器・洗面器を設置していない。 第2ターミナルビル内の身体障害者用便所に非常ボタンを設けていない。

[計画的に手すり付き低床式小便器・洗面器を設置すること。非常ボタンを設置すること。]

#### イ 視覚障害者誘導用ブロック等

# [羽田空港]

視覚障害者誘導用ブロックをバス・タクシーの乗降場とターミナルビルの出入口の区間に敷設していない。

バス・タクシーの乗降場の段差部分に警告用点状ブロックを敷設していない。

#### 「成田空港 ]

第1ターミナルビル1階北口は移動円滑化経路(高齢者、身体障害者等の円滑な通行に適する通路)上の出入口ではないが、自動扉の前後に警告用点状ブロックを敷設していない。〔計画的に視覚障害者誘導用ブロック、注意喚起用ブロックを必要箇所に設置すること。〕

#### ウ階段

#### 「羽田空港)

手すりに階段の通ずる場所を示す点字を貼付していない。

階段の踏面の端部を色分けしておらず、弱視者は段が識別しにくい。

〔計画的に手すりの端部に行き先を示す点字を貼付すること。踏面の端部を色分けすること。〕

# 「成田空港]

第2ターミナルビル1階から2階への階段は、行き先を示す点字表示がない。また、手すりの端は巻き込み方式となっていない。

[計画的に手すりの端部に行き先を示す点字を貼付すること。手すりの端を巻き込み方式にすること。]

# エ エレベーター

#### 「羽田空港・成田空港 ]

旅客ターミナルビルの移動円滑化経路上のエレベーターは、ガラス等がはめ込まれておらず、 外部から内部が見えない。

[計画的に外からかごの中が見える構造とすること。]

# オ 案内板

# 「羽田空港・成田空港 ]

旅客ターミナルビルの出入口付近に点字による案内板等を設置していない。

「計画的に点字の案内板を設置すること。]

# [成田空港]

第2ターミナルビル地下1階にある身体障害者用のエレベーターの所在を示す案内表示がない。[計画的に身体障害者用のエレベーターの所在を示す案内表示をすること。]

#### 力 傾斜路

# [成田空港]

第2ターミナルビルの搭乗待合室から搭乗橋に至る下り傾斜路は、長さ約30メートル、高 さ約4メートルあるが、踊り場を設けておらず、基準に適合していない。

[計画的に傾斜路に基準に則した踊り場を設置すること。]

# キ エスカレーター

#### 「成田空港 ]

全てのエスカレーターに固定手すりを設置していない。

〔計画的にエスカレーターの乗降口に固定手すりを設置すること。〕

# ク 電話コーナー

#### [成田空港]

第1ターミナルビル1階到着ロビーの4か所の電話コーナーのうち3か所に、また、4階出発ロビーの6か所の電話コーナーのうち5か所に低スタンドの電話機を設置していない。

[計画的に低スタンドの電話機を設置するよう、電話事業者と協議すること。]

- (注)1.羽田空港については、東京航空局が、関係事業者に対して指導するよう通知。
  - 2.成田空港については、新東京国際空港公団に通知。

#### · 駐車場

今回、駐車場について、高齢者、身体障害者等の利便の確保の観点から調査したところ、次のような状況がみられた。

# ア 車いす使用者用駐車施設

# [羽田空港]

車いす使用者用駐車施設が、第1及び第2立体駐車場は各20台、平面駐車場は5台及び国際線第2駐車場は1台が、基準からみて不足している。

# [成田空港]

車いす使用者用駐車施設が、第1駐車場は3台、第2駐車場では11台が、基準からみて不足している。

[車いす使用者用駐車施設については、増設するよう努めること。]

- (注)1.羽田空港については、東京航空局に通知。
  - 2.成田空港については、新東京国際空港公団に通知。